

## 第一百八十六回

## 参議院総務委員会会議録第十四号

平成二十六年四月十日(木曜日)  
午後零時三十九分開会

## 委員の異動

四月八日

## 辞任

江崎 孝君

白 真勲君

牧山ひろえ君

四月九日

## 辞任

島田 三郎君

大野 元裕君

斎藤 嘉隆君

大野 元裕君

藤末 健三君

藤末 健三君

吉良よし子君

片山虎之助君

寺田 典城君

又市 征治君

主瀬 了君

補欠選任

斎藤 嘉隆君

藤末 健三君

林 久美子君

難波 奨二君

藤末 健三君

吉良よし子君

片山虎之助君

寺田 典城君

又市 征治君

主瀬 了君

国務大臣

新藤 義孝君

藤川 政人君

上川 陽子君

小野 哲君

吉川 沙織君

丸川 珠代君

吉川 沙織君

若松 謙維君

渡辺美知太郎君

二之湯 智君

丸川 珠代君

吉川 沙織君

井原 巧君

吉川 沙織君

井原 巧君

吉川 沙織君

○國務大臣(新藤義孝君) 電波法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

我が国のあらゆる社会経済活動の基盤となる電波の有効利用を促進する観点から、電波利用料の適正性を確保するためその料額を改定するとともに、災害時に非常通信を行う無線局等に係る手数料等を免除するほか、技術基準適合証明等の表示方法に係る規定の整備等を行う必要があります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、電波利用料について、電波法附則第十項の規定に基づき、三年ごとにその適正性の確保の観点から見直すこととされており、電波利用料の額を改定することとしております。あわせて、広域専用電波を使用する第一号包括免許人が納めなければならない電波利用料に上限額を設ける改正を行うこととしております。

第二に、電波利用料の使途として、ラジオ放送の難聴地域において必要最小の空中線電力によるラジオ放送の受信を可能とするための中継局等の整備に対する補助金の交付を追加することとしております。

第三に、災害時において人命の救助、災害の救援等のために必要な通信を行う無線局等を臨時に開設する場合に、電波利用料及び免許申請等に係る手数料を免除することを可能といたします。

第四に、技術基準適合証明等を受けた特定無線設備を組み込んだ製品の製造業者等が、その特定無線設備に付されている技術基準適合証明等の表示を製品に適切に転記することを可能といたしました。

第五に、携帯電話端末等の適合表示無線設備の修理業者が、電波特性に影響を与えない範囲での修理の確認を行う場合に、総務大臣の登録を受けることを可能といたします。

以上のほか、所要の規定の整備を行うこととしており、この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしておりますが、電波利用料の使途に関する改正規定等は公布の日から、災害時等に開設する無線局に関する改正規定等は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から、修理業者の登録制度に関する改正規定は公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要です。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(山本香苗君) 以上で趣旨説明の聽取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十二分散会

○委員長(山本香苗君) ただいまから総務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、牧山ひろえさん及び白眞勲君が委員を辞任され、その補欠として藤末健三君及び難波獎二君が選任されました。

○委員長(山本香苗君) 電波法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。新藤総務大臣。

第五に、携帯電話端末等の適合表示無線設備の修理業者が、電波特性に影響を与えない範囲での修理の確認を行う場合に、総務大臣の登録を受けることを可能といたします。

目次中「第一節 特別特定無線設備の技術基準適合自己確認(第三十八条の三十三第一第三十八条

の三十八)」を「第三節 特別特定無線設備の技術基準適合自己確認(第三十八条の二十二ー第三十九ー第三十八条の四十八)八条の三十八)に改める。

第四条第一号中「又は第三十八条の三十五又は第三十八条の四十四第三項」に改める。

「若しくは第三十八条の三十五又は第三十八条の四十四第三項」に改める。

第二十五条第一項中の免許状の下に記載された事項若しくは第二十七条の六第三項の規定により届け出られた事項(第十四条第二項各号に掲げる事項に相当する事項に限る。)を加え、「以下免許状等」という。」を削り、「事項」の下に「若しくは第二十七条の三十一の規定により届け出られた事項(第二十七条の二十二ー第二項に規定する事項に相当する事項に限る。)」を加える。

第三十八条の二十三第一項中「第三十八条の七第一項又は第三十八条の四十四第三項」に改める。

第三十八条の二十三第一項中「第三十八条の七第一項」の下に「又は第三十八条の四十四第三項」を加え、「同項」を第三十八条の七第一項又は第三十八条の四十四第三項」に改める。

第三十八条の二十二ー第二項に規定する事項に相当する事項に限る。」を加える。

第三十八条の五第三項中「届出」の下に「(登録を受けた者の氏名若しくは名称若しくは住所又は技術基準適合証明の業務を行う事務所の所在地の変更に係るものに限る。)」を加える。

第三十八条の七第三項中「又は第三十八条の三十五」を「若しくは第三十八条の三十五又は第三十八条の四十四第三項」に改め、「その表示」の下に「第二項の規定により適合表不無線設備を組み込んだ製品に付された表示を含む。」を加え、同項を同条第四項とし、同条第一項中「前項第三十八条の三十一ー第四項において準用する場合を含む。」、第三十八条の二十六ー第三十八条の三十一ー第六項において準用する場合を含む。」又は第三十条八条の三十五」を「第一項(第三十八条の三十一ー第四項において準用する場合を含む。)、前項、第三十八条の二十六ー第三十八条の三十一ー第六項において準用する場合を含む。」、第三十八条の四十四第三項に改め、「無線設備」の下に「又は無線設備を組み込んだ製品」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 適合表示無線設備を組み込んだ製品を取り扱うことを業とする者は、総務省令で定めるところにより、製品に組み込まれた適合表示無線設備に付されている表示と同一の表示を当該製品に付することができます。

第三十八条の十一第一項中「第一百三十条の二第三十四条第一項」を「第一百三十条の二第三十四条第一項」に改める。

うことを業とする者は、総務省令で定めるところにより、製品に組み込まれた適合表示無線設備に付されている表示と同一の表示を当該製品に付することができます。

第三十八条の十一第一項中「第一百三十条の二第三十四条第一項」を「第一百三十条の二第三十七条」に改める。

第三十八条の二十二ー第一項中「第三十八条の四十四第三項」に改める。

第三十八条の二十二ー第一項中「第三十八条の四十四第三項」の下に「又は第三十八条の四十四第三項」を「第一百三十条の二第三十七項」に改める。

第三十八条の二十二ー第一項中「第三十八条の四十四第三項」に改める。

第三十八条の二十二ー第一項中「第三十八条の四十四第三項」の下に「又は第三十八条の四十四第三項」を「第一百三十条の二第三十七項」に改める。

務省令で定める書類を添付しなければならない。

(登録の基準)

第三十八条の四十 総務大臣は、前条第一項の登録を申請した者が次の各号のいずれにも適合しているときは、その登録をしなければならない。

第三十八条の三十九第三項並びに第三十

第一項の規定は、第一項の变更登録について準用する。この場合において、第二十

四条の二第五項第二号中「第二十四条の二第

三十二条の十三第三項」とあるのは「前号のい

くと。第二十四条の二第五項第一号を除く。」及び

第六項の規定は、前条第一項の登録について

準用する。この場合において、第二十四条の二第五項第二号中「第二十四条の十又は第二十

四条の十三第三項」とあるのは「第三十八条の四十七」と、同項第三号中「前二号のい

くとあるのは「前号」と、同条第六項中「前各

項」とあるのは「前項、第三十八条の三十九及び

第三十八条の四十第一項」と読み替えるものと

する。

3 第二十四条の二第五項(第一号を除く。)及び第六項、第三十八条の三十九第三項並びに第三十八条の四十第一項の規定は、第一項の变更登録について準用する。この場合において、第二十

四条の二第五項第二号中「第二十四条の二第

三十二条の十三第三項」とあるのは「前号のい

くと。第二十四条の二第五項第一号を除く。」及び

第六項の規定は、前条第一項の登録について

準用する。この場合において、第二十四条の二第五項第二号中「第二十四条の十又は第二十

四条の十三第三項」とあるのは「第三十八条の四十七」と、同項第三号中「前二号のい

くとあるのは「前号」と、同条第六項中「前各

項」とあるのは「前項、第三十八条の三十九及び

第三十八条の四十第一項」と読み替えるものと

する。

4 登録修理業者は、第三十八条の三十九第二項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、修理方法書を変更したとき(第一項の変更登録を受けたときを除く。)又は第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

(登録修理業者の義務)

第三十八条の四十二 総務大臣は、第三十八条の四十一 総務大臣は、第三十八条の三十九第一項の登録を受けた者(以下「登録修理業者」という。)について、登録修理業者登録簿

を備え、次に掲げる事項を登録しなければならない。

一 登録の年月日及び登録番号  
二 第三十八条の三十九第一項各号に掲げる事項

(変更登録等)

第三十八条の四十二 総務修理業者は、第三十八条の三十九第二項第三号から第五号までに掲げたる技術基準に適合することの確認(以下この節において「修理の確認」という。)の方法の概要

により、特別特定無線設備の修理の方法及び修理の確認の方法を記載した修理方法書その他の総務省令で定めるところにより、当該特別特定無線設備に修理をした旨の表示を付さなければならぬ。

第三十八条の四十四 登録修理業者は、その登録

らない。

2 何人も、前項の規定により表示を付する場合を除くほか、国内において無線設備に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

3 登録修理業者は、修理方法書に従い、その登録に係る特別特定無線設備の修理及び修理の確認をしたときは、総務省令で定めるところにより、当該特別特定無線設備に、第三十八条の七第一項（第三十八条の三十一第四項において準用する場合を含む。）、第三十八条の二十六（第三十八条の三十一第六項において準用する場合を含む。）、第三十八条の三十五又はこの項の規定により当該特別特定無線設備に付されている表示と同一の表示を付することができる。

第三十八条の四十五 総務大臣は、登録修理業者が第三十八条の四十第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該登録修理業者に対し、これらの規定に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができ。登録修理業者に対する改善命令等）

## 2 登録修理業者は、修理方法書に従い、その登録に係る特別特定無線設備の修理及び修理の確

認をしたときは、総務省令で定めるところにより、当該特別特定無線設備に、第三十八条の七第一項（第三十八条の三十一第四項において準用する場合を含む。）、第三十八条の二十六（第三十八条の三十一第六項において準用する場合を含む。）、第三十八条の三十五又はこの項の規定により当該特別特定無線設備に付されている表示と同一の表示を付することができる。

（登録の取消し）  
第三十八条の四十七 総務大臣は、登録修理業者が第三十八条の四十第一項において準用する第二十四条の二第五項第三号に該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならぬ。い。  
2 前項の規定による届出があつたときは、第三十八条の三十九第一項の登録は、その効力を失う。

第三十八条の四十六 登録修理業者は、その登録に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があつたときは、第三十八条の三十九第一項の登録は、その効力を失う。

第三十八条の五第三項、第三十九条の十五第一項、第三十九条の十七第二項各号

特定周波数終了対策業務

並びに第三十八条の十八第二項及び第三項

## （登録の取消し）

第三十八条の四十七 総務大臣は、登録修理業者

が第三十八条の四十第一項において準用する第

二十四条の二第五項第三号に該当するに至つた

ときは、その登録を取り消さなければならぬ。

い。

2 総務大臣は、登録修理業者が次の各号のいず

れかに該当するときは、その登録を取り消すこ

とができる。

一 この節の規定に違反したとき。

二 第三十八条の四十五第一項から第三項まで

の規定による命令に違反したとき。

三 不正な手段により第三十八条の三十九第一

項の登録又は第三十八条の四十二第一項の変

更登録を受けたとき。

（準用）  
第三十八条の四十八 第二十四条の十一の規定は

登録修理業者の登録について、第三十八条の二

十及び第三十八条の二十一の規定は登録修理業

者及び特別特定無線設備について準用する。

この場合において、第二十四条の十一中「第二十

四条の二の二第一項若しくは第二十四条の九第

二項」とあるのは「第三十八条の四十六第二項」と、「前条」とあるのは「第三十八条の四十七」と、第三十八条の二十一第一項中「当該技術基準

無線設備の使用により他の無線局の運用を阻害

するような混信その他の妨害又は人体への危害

を與えるおそれがあると認める場合において、

当該妨害又は危険の拡大を防止するため特に

必要があると認めるときは、当該登録修理業者

に対し、当該特別特定無線設備による妨害又は

危険の拡大を防止するため必要な措置を講ず

べきことを命ずることができる。

第五十二条中「免許状等」を「その無線局の免許状又は第二十七条の二第一項の登録状況条第一号及び第一百三条の二第四項第一号において「免許状等」という。」に改める。

第五十二条の二第一項の表第三十八条の

五第二項の項の次に次のように加える。

技術基準適合証明の業務

第三十九条の十五第一項、第三十九条の十七第二項各号

並びに第三十八条の十八第二項

二項及び第三項

第三十九条の二第二項中「に九千五百十四万八千九百円（別表第六の四の項）を」を九千九百八十五万九千六百円（別表第六の一の項又は二の項に掲げる無線局のうち電気通信業務を行うことを目的とするもの（一、〇二五メガヘルツを超えて、一〇〇メガヘルツ以下、二、二〇〇メガヘルツを超えて、二九〇メガヘルツ以下及び二、五四五メガヘルツを超えて、六五五メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するものを除く。）に係る広域専用電波にあつては六千二百六十九千九百円 同表の四の項に「、一百七十七万四千九百円」を「二百万九千八百円、同表の六の項に掲げる無線局に係る広域専用電波にあつては二千九百三十三万三千百円に」に改め、同条第三項中「前項」の下に「及び第十九項」を「第十二項に」「第十一項に」に改め、「及び第十九項」を「第十一項に」「第十三項に」に改め、同条第七号中「第十項及び第十一項」を「第十二項及び第十三項に」に改め、同条第五項及び第六項中「四百三十円」を「五百十円」に改め、「及び当該無線局」を削り、「四百五十円」を「五百四十円」に改め、同条第四十二項中「第十五项」を「第十七項」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条第四十一項中「第三十九項」を「第四十二項に改め、同項を同条第四十四項とし、同条中第四十項を第四十三項とし、第三十九項を第四十二項とし、第三十八項を第四十一項とし、同条第三十七項中「二十四項」を「第二十七項」に改め、同项第一号中「二十四項」を「第二十七項」に改め、同項第一号中「第二十九項」を「第三十五項」に改め、同项第一号中「第二十九項」を「第三十一項」を「第三十二項」に改め、同项第三号中「第三十二項」を「第三十六項」に改め、同项

第三号中「第三十二項」を「第三十五項」に改め、同



を乗じて得た額に相当する金額の合計額を国に納めなければならない。ただし、この項本文の規定により当該第一号包括免許人が開設している特定無線局に係る各同等特定無線局区分について算出された額に当該同等特定無線局区分に係る既納付額(当該第一号包括免許人が前項及びこの項の規定により既に当該一年の期間又は当該一年の期間に含まれる一年未満の期間について国に納めた当該同等特定無線局区分に係る電波利用料の額の合計額)をいう。以下この項において同じ。)を加えて得た額が当該同等特定無線局区分に係る上限額を超えるときは、当該第一号包括免許人がこの項の規定により当該同等特定無線局区分について国に納めなければならない電波利用料の額は、当該同等特定無線局区分に係る上限額から当該同等特定無線局区分に係る既納付額を控除して得た額に相当する金額とする。

第百十二条第一号中「第三十八条の七第二項又は第三項」を「第三十八条の七第三項又は第四項」に改め、同条中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 第三十八条の四十四第二項の規定に違反した者

第百十三条第十一号及び第十三号中「及び第三十八条の三十八」を「第三十八条の三十八及び第三十八条の四十八」に改める。

第一百六十二条第二十三号中「第六項、第十項、第十一項又は第十八項」を「から第八項まで、第十二項、第十三項又は第二十一項」に改め、同号を同条第二十五号とし、同条中第二十二号を第二十四号とし、第二十一号を第二十三号とし、第二十号を第二十二号とし、第十九号の次に次の二号を加える。

二十 第三十八条の四十二第四項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二十一 第三十八条の四十六第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたた

者  
附則第十五項を次のように改める。

#### (電波利用料の特例)

15 第百三条の二第四項の規定の適用について

は、

当分の間、同項中「十一 電波の能率的な

利用を確保し、又は電波の人体等への悪影響を防止するために行う周波数の使用又は人体等の防護に関するリテラシーの向上のための活動に

対する必要な援助」とあるのは、十一の二 テ

十一の三 地

能率的な利用を確保し、又は電波の人体等への

レビジョン放送(人工衛星局により行われるもの)を除く。以下この号において同じ。)を受信す

ることのできる受信設備を設置している者(デ

ジタル信号によるテレビジョン放送のうち、静

止し、又は移動する事物の瞬間的映像及びこれ

に伴う音声その他の音響を送る放送(以下この

離局その他の設備(当該設備と一体として設置される総務省令で定める附属設備並びに当該設

置に係る上限額から当該同等特定無線局区分に係る既納付額を控除して得た額に相当する金額とする。

第百十二条第一号中「第三十八条の七第二項又

は第三項」を「第三十八条の七第三項又は第四項」に改め、同条中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 第三十八条の四十四第二項の規定に違反し

た者

第百十三条第十一号及び第十三号中「及び第三十八条の三十八」を「第三十八条の三十八及び第三十八条の四十八」に改める。

第一百六十二条第二十三号中「第六項、第十項、第十一項又は第十八項」を「から第八項まで、第十二項、第十三項又は第二十一項」に改め、同号を同条第二十五号とし、同条中第二十二号を第二十四号とし、第二十一号を第二十三号とし、第二十号を第二十二号とし、第十九号の次に次の二号を加える。

二十 第三十八条の四十二第四項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二十一 第三十八条の四十六第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたた

地上デジタル放送の受信が困難な者に対する地

上デジタル放送の受信に必要な設備の整備のため

に行う補助金の交付その他の援助とする。

別表第四第一号中「第四号」を「第五号」に、「調

整又は」を「調整若しくは」に改め、「経験」の下に「又は第二十四条の二第四項第一号に規定する知識経験を有する者として無線設備等の点検の業務に一年以上従事した経験」を加え、同表第一号中

「調整又は」を「調整若しくは」に改め、「経験」の下に「又は第二十四条の二第四項第一号に規定する

知識経験を有する者として無線設備等の点検の業務に一年以上従事した経験」を加え、同表第一号中

知識経験を有する者として無線設備等の点検の業務に二年以上従事した経験」を加え、同表中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同表第三号中「前号」を「第二号」に改め、同号を同表第四号とし、同表第二号の次に次の一号を加える。

三 第二級総合無線通信士、第二級海上無線通信士又は陸上特殊無線技士(総務省令で定めるものに限る。)の資格を有する者であつて、無線設備の機器の試験、調整若しくは保守の業務に七年以上従事した経験を有すること。

信士又は陸上特殊無線技士(総務省令で定めるものに限る。)の資格を有する者であつて、無線設備の機器の試験、調整若しくは保守の業務に三年以上従事した経験を有すること。

業務に七年以上従事した経験又は第二十四条の二第四項第一号に規定する知識経験を有する者として無線設備等の点検の業務に三年以上従事した経験を有すること。

業務に七年以上従事した経験又は第二十四条の二第四項第一号に規定する知識経験を有する者として無線設備等の点検の業務に三年以上従事した経験を有すること。

業務に七年以上従事した経験又は第二十四条の二第四項第一号に規定する知識経験を有する者として無線設備等の点検の業務に三年以上従事した経験を有すること。

業務に七年以上従事した経験又は第二十四条の二第四項第一号に規定する知識経験を有する者として無線設備等の点検の業務に三年以上従事した経験を有すること。

業務に七年以上従事した経験又は第二十四条の二第四項第一号に規定する知識経験を有する者として無線設備等の点検の業務に三年以上従事した経験を有すること。

業務に七年以上従事した経験又は第二十四条の二第四項第一号に規定する知識絏験を有する者として無線設備等の点検の業務に三年以上従事した経験を有すること。

業務に七年以上従事した絏験又は第二十四条の二第四項第一号に規定する知識絏験を有する者として無線設備等の点検の業務に三年以上従事した絏験を有すること。

無 線 局 の 区 分	金 額
一 移動す る無線局 (三の項 から五の 項まで及 び八の項 に掲げる 無線局を 除く。二 の項にお いて同 じ。)	六百円
二 固定す る無線局 (四の項 から六の 項まで及 び八の項 に掲げる 無線局を 除く。二 の項にお いて同 じ。)	六百円
三 千メガヘ ルツ以下の 周波数の電 波を使用す るもの	八百円
四 ヘルツを超 え十五メガ ヘルツ以下 のもの	一百六万百円
五 空中線電力が〇・ 〇五ワット以 下のもの	一千八百円
六 空中線電力が〇・ 五ワットを超 えるもの	一万六百円
七 使用する電 波の幅が十五メ ガヘルツ以 下のもの	〇五ワットを超 え三十五メ ガヘルツ以下 のもの

二 移動し ない無線 局であつ て、移動 する無線 局又は携 帯して使 用するた めの受信 設備と通 信を行つ ために陸 上に開設	三千メガヘ ルツ以下の 周波数の電 波を使用す るもの	三千メガヘ ルツを超え るもの	三千メガヘ ルツ以下の 周波数の電 波を使用す るもの	三千メガヘ ルツを超える もの	空中線電力が〇・ 〇五ワット以下 のもの	空中線電力が〇・ 〇五ワットを超 えるもの	空中線電力が〇・ 〇五ワット以下 のもの	空中線電力が〇・ 〇五ワットを超 えるもの	空中線電力が〇・ 〇五ワット以下 のもの	〇・五ワット以下 のもの
	六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	六百円	六百円	六百円	六百円	六百円	〇・五ワット以下 のもの
	六千メガヘルツ以下の電波を使用する電波の周波数の幅が六千メガヘルツを超えるもの	六千メガヘルツ以下の電波を使用する電波の周波数の幅が六千メガヘルツを超えるもの	六千メガヘルツ以下の電波を使用する電波の周波数の幅が六千メガヘルツを超えるもの	六千メガヘルツ以下の電波を使用する電波の周波数の幅が六千メガヘルツを超えるもの	九万三千六百円	四百四十七万円	四千九百円	一万六百円	三千八百円	三百三十六万
もの	四千三百円	八千三百円	二万四千七百円	四万五千三百円	六百円	九万三千六百円	六百円	六百円	六百円	〇・五ワット以下 のもの
域の区域内にある	設置場所が第三地	設置場所が第一地	設置場所が第二地	設置場所が第一地	四千三百円	八千三百円	二万四千七百円	四万五千三百円	六百円	〇・五ワット以下 のもの

六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	五百メガヘルツ以下の電波を使用する電波の周波数の幅が五百メガヘルツを超えるもの	その他のもの								
										するもの (六の項 及び八の 項に掲げ る無線局 を除く。)
十五万八千六百円	六十九千六百九円	一百一十一万一千円	五百四千五百円	三万四千五百円	十五万八千六百円	一億千六百九円	二億六千二百七十七円	六十九万七千七百円	二千一百九十九円	〇一ワット以下の もの
八千七百円	八千三百円	四千三百円	二万四千七百円	四万五千三百円	六百円	九万三千六百円	六百円	九万三千六百円	六百円	〇一ワット以下の もの

		四 人工衛星局の中継により無線通信を行ふ無線局（五の項及び八の項に掲げる無線局を除く。）							
		六千メガヘルツ以下の電波を使用するもの							
		メガヘルツ以下の電波を使用するもの							
設置場所が第四地のもの	設置場所が第三地のもの	設置場所が第二地のもの	設置場所が第一地のもの	設置場所が第四地のもの	設置場所が第三地のもの	設置場所が第二地のもの	設置場所が第一地のもの	百七万四千円	二百十四万五
六百六十七万円	九百円	一千三百四十円	二十一万六千円	七万四千百円	九百円	一千三百四十円	五百円	千三百四十円	五百円
使用する電波の周波数の幅が五十メガヘルツを超えるものの	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超える五十メガヘルツ以下のもの	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超える五十メガヘルツ以下のもの	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超える五十メガヘルツ以下のもの	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超える五十メガヘルツ以下のもの	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超える五十メガヘルツ以下のもの	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超える五十メガヘルツ以下のもの	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超える五十メガヘルツ以下のもの	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超える五十メガヘルツ以下のもの	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超える五十メガヘルツ以下のもの
十メガヘルツを超える百メガヘルツ以下のもの	十メガヘルツを超える百メガヘルツ以下のもの	十メガヘルツを超える百メガヘルツ以下のもの	十メガヘルツを超える百メガヘルツ以下のもの	十メガヘルツを超える百メガヘルツ以下のもの	十メガヘルツを超える百メガヘルツ以下のもの	十メガヘルツを超える百メガヘルツ以下のもの	十メガヘルツを超える百メガヘルツ以下のもの	十メガヘルツを超える百メガヘルツ以下のもの	十メガヘルツを超える百メガヘルツ以下のもの

		五 自動車、船舶その他の移動するものに開設し、又は携帯して使用するための項及び八の項に掲げる無線局を除く。)							
		六 千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの							
		六千メガヘルツ以下の電波を使用するもの							
その他のも	その他のも	テレビジョン放送をするもの	空中線電力が〇・〇二ワット未満のもの	空中線電力が〇・〇二ワット以上二キロワット未満のもの	空中線電力が一キロワット以上十キロワット未満のもの	空中線電力が一キロワット未満のもの	空中線電力が〇・〇二ワット以上二キロワット未満のもの	一千三百四十円	五千二百円
ヘルツ以下のもの	ヘルツ以下のもの	ヘルツ以下のもの	ヘルツ以下のもの	ヘルツ以下のもの	ヘルツ以下のもの	ヘルツ以下のもの	ヘルツ以下のもの	五百円	五千二百円
使用する電波の周波数の幅が百キロヘルツ以下のもの	使用する電波の周波数の幅が百キロヘルツ以下のもの	使用する電波の周波数の幅が百キロヘルツ以下のもの	使用する電波の周波数の幅が百キロヘルツ以下のもの	使用する電波の周波数の幅が百キロヘルツ以下のもの	使用する電波の周波数の幅が百キロヘルツ以下のもの	使用する電波の周波数の幅が百キロヘルツ以下のもの	使用する電波の周波数の幅が百キロヘルツ以下のもの	五百円	五千二百円
空中線電力が二百ワット以下のもの	空中線電力が二百ワット以上のもの	空中線電力が二百ワット以上のもの	空中線電力が二百ワット以上のもの	空中線電力が二百ワット以上のもの	空中線電力が二百ワット以上のもの	空中線電力が二百ワット以上のもの	空中線電力が二百ワット以上のもの	五百円	五百円
五万九千円	百円	十一万六千九百六	四億千九百六	八千三百九十一	十九万二千三	一百円	十九万二千三	五百円	五百円

電波を使用するもの（当該無線局の免許人が市町村（特別区を含む。）であるものに限る。）		その他もの		使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの		使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超えるもの		設置場所が第一地域の区域内にあるもの		三百十三万四百円	
波を使用するもの		の用に供するもの（多		放送の業務		の用に供するもの（多		設置場所が第二地域の区域内にあるもの		五百円	
波を使用するもの		の用に供するもの（多		波の幅が四百キ		波の幅が四百キ		設置場所が第三地域の区域内にあるもの		五百円	
設置場所が第四地域の区域内にあるもの	設置場所が第三地域の区域内にあるもの	設置場所が第二地域の区域内にあるもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	二十九万五千五百円	十一万五千五百円	九百円	十五万三千七百円	三十万九千九百円	二万三千円	三万八千百円	三万八千百円
二万三千円	三万九千九百円	二万三千円	一万一千五百円	二十九万五千五百円	十一万五千五百円	九百円	十五万三千七百円	三十万九千九百円	二万三千円	三万八千百円	三万八千百円

		使用する電波の周波数の幅が四百キロヘルツを超える三メガヘルツ以下のもの		使用する電波の周波数の幅が三百メガヘルツを超える三メガヘルツ以下のもの		使用する電波の周波数の幅が三十メガヘルツを超える三メガヘルツ以下のもの		使用する電波の周波数の幅が三百メガヘルツを超えるもの		多重放送の業務の用に供するもの		放送の業務の用に供するもの		放送の業務の用に供するもの以外のもの		
		設置場所が第一地域内にあるもの	設置場所が第二地域内にあるもの	設置場所が第三地域内にあるもの	設置場所が第四地域内にあるもの	設置場所が第一地域内にあるもの	設置場所が第二地域内にあるもの	設置場所が第三地域内にあるもの	設置場所が第四地域内にあるもの	設置場所が第一地域内にあるもの	設置場所が第二地域内にあるもの	設置場所が第三地域内にあるもの	設置場所が第四地域内にあるもの	設置場所が第一地域内にあるもの	設置場所が第二地域内にあるもの	設置場所が第三地域内にあるもの
設置場所が第三地	もの	三十二万三千	五百円	三百五十七万千	四百円	三万八千百円	四十三万八千	百二十九万七	千七百円	四千百円	三千九百九百	九万六千八百	四十三万八千	四百円	八十六万四千	三百円
設置場所が第一地	域の区域内にあるもの	五百七十万千	五百円	三百十三万千	四百円	三万八千百円	四十三万八千	百二十九万七	千七百円	四千百円	三千九百九百	九万六千八百	四百円	四百円	五百八十六万	五百八十六万
設置場所が第二地	域の区域内にあるもの	五百七十九万千	五百円	三百五十九万千	四百円	三万八千百円	四十三万八千	百二十九万七	千七百円	四千百円	三千九百九百	九万六千八百	四百円	四百円	五千二百円	五千二百円
設置場所が第三地	域の区域内にあるもの	五百七十九万千	五百円	三百五十九万千	四百円	三万八千百円	四十三万八千	百二十九万七	千七百円	四千百円	三千九百九百	九万六千八百	四百円	四百円	五千三百円	五千三百円
設置場所が第四地	域の区域内にあるもの	五百七十九万千	五百円	三百五十九万千	四百円	三万八千百円	四十三万八千	百二十九万七	千七百円	四千百円	三千九百九百	九万六千八百	四百円	四百円	五千三百円	五千三百円

備考		この表において「設置場所」とは、無線局の無線設備の設置場所をいう。		この表において「第一地域」とは、東京都の区域(第四地域を除く。)をいう。		この表において「第一地域」とは、大阪府及び神奈川県の区域(第四地域を除く。)をい		域の区域内にあるもの		設置場所が第一地		設置場所が第二地		設置場所が第三地		設置場所が第四地	
		六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの		使用する電波の周波数の幅が三百メガヘルツを超えるもの		使用する電波の周波数の幅が三百メガヘルツを超えるもの		設置場所が第一地		設置場所が第二地		設置場所が第三地		設置場所が第四地		設置場所が第一地	
設置場所が第一地	域の区域内にあるもの	二万一千円	五千百円	八百四十三万	二千五百七十七	一億二千五百四	十七万三千円	三百円	三千四百円	五百円	五千三百円	一万八千五百円	二千五百七十七	八百四十三万	五百円	一億百七十一	五百円
設置場所が第二地	域の区域内にあるもの	二万一千円	五千百円	八百四十三万	二千五百七十七	一億二千五百四	十七万三千円	三百円	三千四百円	五百円	五千三百円	一万八千五百円	二千五百七十七	八百四十三万	五百円	一億百七十一	五百円
設置場所が第三地	域の区域内にあるもの	二万一千円	五千百円	八百四十三万	二千五百七十七	一億二千五百四	十七万三千円	三百円	三千四百円	五百円	五千三百円	一万八千五百円	二千五百七十七	八百四十三万	五百円	一億百七十一	五百円
設置場所が第四地	域の区域内にあるもの	二万一千円	五千百円	八百四十三万	二千五百七十七	一億二千五百四	十七万三千円	三百円	三千四百円	五百円	五千三百円	一万八千五百円	二千五百七十七	八百四十三万	五百円	一億百七十一	五百円

四 この表において「第二地域」とは、北海道及び京都府並びに神奈川県以外の県の区域(第四地域を除く。)をいう。

五 この表において「第四地域」とは、離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第一条第一項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域、並びに奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)第一条に規定する奄美群島、小笠原諸島及び沖縄振興特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第四条第一項に規定する小笠原諸島及び沖縄振興特別措置法(昭和二十四年法律第十四号)第三条第三号に規定する離島の区域をいう。

六 この表において「特定地域」とは、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域をいう。

七 六千メガヘルツ以下の周波数及び六千メガヘルツを超える周波数のいずれの電波も使用する無線局については、当該無線局が使用する電波のうち六千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。

八 三千メガヘルツ以下の周波数及び三千メガヘルツを超えて六千メガヘルツ以下の周波数のいずれの電波も使用する無線局については、当該無線局が使用する電波のうち三千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。この場合において、次のイからホまでに掲げる無線局に係る同表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、当該金額と当該無線局が使用する電波のうち三千メガヘルツを超えて六千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして同表を適用した場合における同表の下欄に掲げる金額とを合算した金額から、当該イからホまでに定める金額を控除した金額とする。

イ 一の項に掲げる無線局 六百円

ロ 二の項に掲げる無線局 五百円

ハ 三の項に掲げる無線局 二万四百円

ニ 四の項に掲げる無線局 三千九百円

ホ 九の項に掲げる無線局 千百円

九 一の項、二の項及び四の項がら六の項までに掲げる無線局のうち第二百三条の二第一項に規定する広域専用電波を使用するものに係るこの表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、二百円とする。

十 特定の無線局区分の無線局又は高周波利用設備からの混信その他の妨害について許容することが免許の条件又は周波数割当計画における周波数の使用に関する条件とされている無線局その他のこの表をそのまま適用することにより同等の機能を有する他の無線局との均衡を著しく失することとなると認められる無線局として総務省令で定めるものについては、その使用する電波の周波数の幅をこれの二分の一に相当する幅とみなして、同表を適用する。

別表第七の一の項中「〇・〇一九五」を「〇・〇四五四六」を「〇・〇四五九〇」に改め、同表の「〇・〇二八八」に改め、同表の二の項中「〇・〇五〇一」を「〇・〇一三四八」に改め、同表の三の項中「〇・〇一六四」を「〇・〇四八五」に改め、同表の五の項中「〇・〇一六四」を「〇・〇一六四」に改め、同表の六の項中「〇・〇一九五」を「〇・〇一〇三」に改め、同表の七の項中「〇・〇一六五」を「〇・〇一六五四」に改め、同表の八の項中「〇・〇四〇四」を「〇・〇三九八」に改め、同表の九の項中「〇・〇一一六」を「〇・〇二一〇」に改め、同表の十一の項中「〇・〇七〇八」を「〇・〇六九七」に改め、同表の十二の項中「〇・〇〇七五」を「〇・〇〇七六」に改め、同表の

一六一に改め、同表の六の項中「〇・一一九五」を「〇・一一〇三」に改め、同表の七の項中「〇・一六五」を「〇・一六五四」に改め、同表の八の項中「〇・〇四〇四」を「〇・〇三九八」に改め、同表の九の項中「〇・〇一一六」を「〇・〇二一〇」に改め、同表の十一の項中「〇・〇七〇八」を「〇・〇六九七」に改め、同表の十二の項中「〇・〇〇七五」を「〇・〇〇七六」に改め、同表の

一二の項中「〇・五五八六」を「〇・五六〇一」に改め、同表の十三の項中「〇・四四一四」を「〇・四三九九」に改め、同表の十五の項中「〇・一二七三」を「〇・一二九五」に改め、同表の十六の項中「〇・〇八一六」を「〇・〇八一七」に改める。

別表第八(第百三条の二関係)

無線局の区分	金額
一 三千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用する無線局のうち使用する電波の周波数の幅が六メガヘルツを超えるもの	二千七百八十円
二 空中線電力が十ミリワットを超えるもの	内にあるもの
三 設置場所が第一地域の区域内にあるもの	内にあるもの
四 設置場所が第三地域の区域内にあるもの	五百二十円
五 設置場所が第四地域の区域内にあるもの	三百十円
六 空中線電力が十ミリワットを超えるもの	内にあるもの
七 設置場所が第一地域の区域内にあるもの	内にあるもの
八 設置場所が第二地域の区域内にあるもの	二万四千七百円
九 設置場所が第三地域の区域内にあるもの	八千二百円
十 設置場所が第四地域の区域内にあるもの	一千六百五十円

#### 附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月三十日を越えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第二十五条第一項、第三十八条の五第三項、第五十三条及び第七十七条の二第十

一項の表の改正規定並びに附則第十五項の改  
正規定並びに次条及び附則第五条の規定公  
布の日

二 第三十八条の七の改正規定(同条第三項中  
「又は第三十八条の三十五」を「若しくは第三  
十八条の三十五又は第三十八条の四十四第三  
項」に改める部分を除く)、第三百三十三条第二項  
中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三  
項とし、同条第一項の次に一項を加える改正  
規定、第三百三十条の二第二項の改正規定(第  
十項)を「第十項に改める部分を除く)並  
びに第三百十二条第一号及び別表第四の改正規  
定並びに附則第四条の規定、附則第七条の規  
定特定機器に係る適合性評価手続の結果の  
外國との相互承認の実施に関する法律(平成  
十三年法律第二百十一号)第三十四条の改正規  
定中「、第三十八条の七第二項及び第三項」  
を「、第三十八条の七第三項及び第四項」に改  
める部分及び第三十八条の七第二項及び第  
三項中「を第三十八条の七第三項及び第四項  
並びに第三十八条の四十四第三項中」に改  
める部分に限る)及び附則第八条の規定公布  
の日から起算して六月を超えない範囲内にお  
いて政令で定める日

三 目次の改正規定、第四条第一号の改正規  
定第三十八条の七第三項の改正規定(又は  
第三十八条の三十五)を「若しくは第三十八条  
の三十五又は第三十八条の四十四第三項」に改  
める部分に限る)、第三十八条の二十二  
第一項、第三十八条の二十三第一項並びに第  
三十八条の二十九、第三十八条の三十一第六  
項及び第三十八条の三十八の改正規定、第三  
章の二第一節の次に一節を加える改正規定、  
第三百三十三条第一項の改正規定、第三百十二  
条第一項に係る部分を除く)、第三百三十三条  
中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三  
項とし、同条第一項の次に一項を加える改正  
規定、第三百三十条の二第二項の改正規定(第  
十項)を「第十項に改める部分を除く)並  
びに第三百十二条第一号及び別表第四の改正規  
定並びに附則第四条の規定、附則第七条の規  
定特定機器に係る適合性評価手続の結果の  
外國との相互承認の実施に関する法律(平成  
十三年法律第二百十一号)第三十四条の改正規  
定中「、第三十八条の七第二項及び第三項」  
を「、第三十八条の七第三項及び第四項」に改  
める部分及び第三十八条の七第二項及び第  
三項中「を第三十八条の七第三項及び第四項  
並びに第三十八条の四十四第三項中」に改  
める部分に限る)及び附則第八条の規定公布  
の日から起算して六月を超えない範囲内にお  
いて政令で定める日

（電波監理審議会への諮問）

第二条 総務大臣は、この法律の施行の日(以下  
「施行日」という)前においても、この法律によ  
る改正後の電波法(以下「新法」という)第三百三  
条の二第七項ただし書の規定による総務省令の  
制定のため、電波監理審議会に諮問すること  
ができる。

(電波法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 施行日前に免許又はこの法律による改正  
前の電波法(以下この条において「旧法」とい  
う)第二十七条の十八第一項の登録を受けた無  
線局(広域専用電波)旧法第三百三十条の二第二項に  
規定する広域専用電波をいう。次項及び第五項  
において同じ。)を使用する特定無線局(旧法第  
二十七條の二に規定する特定無線局をいい、同  
条第一号に掲げる無線局に係るものに限る。次  
項及び第五項において同じ。)を除く)について  
は、新法第三百三十条の二第一項、第五項、第六項  
及び第十五項の規定は、施行日以後最初に到来  
及び第十五項の規定は、施行日以後最初に到来  
する応当日等(同条第一項に規定する応当日(第  
三項及び第四項において單に「応当日」という。  
又は同条第五項に規定する包括免許等の日に応  
当する日(次項において「包括免許等応当日」と  
いう。)をいう。以下この項において同じ。)以後  
の期間に係る電波利用料について適用し、当該  
第一項、第三十八条の二十三第一項並びに第  
三十八条の二十九、第三十八条の三十一第六  
項及び第三十八条の三十八の改正規定、第三  
章の二第一節の次に一節を加える改正規定、  
第三百三十三条第一項の改正規定、第三百十二  
条第一項又は第十八項)を「から第八項まで、  
第十二項、第十三項又は第二十一項」に改め  
る部分を除く)並びに第三百三十三条第二項  
中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三  
項とし、同条第一項の次に一項を加える改正  
規定、第三百三十条の二第二項の改正規定(第  
十項)を「第十項に改める部分を除く)並  
びに第三百十二条第一号及び別表第四の改正規  
定並びに附則第四条の規定、附則第七条の規  
定特定機器に係る適合性評価手續の結果の  
外國との相互承認の実施に関する法律(平成  
十三年法律第二百十一号)第三十四条の改正規  
定中「、第三十八条の七第二項及び第三項」  
を「、第三十八条の七第三項及び第四項」に改  
める部分及び第三十八条の七第二項及び第  
三項中「を第三十八条の七第三項及び第四項  
並びに第三十八条の四十四第三項中」に改  
める部分に限る)及び附則第八条の規定公布  
の日から起算して六月を超えない範囲内にお  
いて政令で定める日

（特定機器に係る適合性評価手續の結果の外  
國との相互承認の実施に関する法律の一部改  
正規定、第四条第一号の改正規定  
定第三十八条の七第三項の改正規定(又は  
第三十八条の三十五)を「若しくは第三十八条  
の三十五又は第三十八条の四十四第三項」に改  
める部分に限る)、第三十八条の二十二  
第一項、第三十八条の二十三第一項並びに第  
三十八条の二十九、第三十八条の三十一第六  
項及び第三十八条の三十八の改正規定、第三  
章の二第一節の次に一節を加える改正規定、  
第三百三十三条第一項の改正規定、第三百十二  
条第一項又は第十八項)を「から第八項まで、  
第十二項、第十三項又は第二十一項」に改め  
る部分を除く)並びに第三百三十三条第二項  
中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三  
項とし、同条第一項の次に一項を加える改正  
規定、第三百三十条の二第二項の改正規定(第  
十項)を「第十項に改める部分を除く)並  
びに第三百十二条第一号及び別表第四の改正規  
定並びに附則第四条の規定、附則第七条の規  
定特定機器に係る適合性評価手續の結果の  
外國との相互承認の実施に関する法律(平成  
十三年法律第二百十一号)第三十四条の改正規  
定中「、第三十八条の七第二項及び第三項」  
を「、第三十八条の七第三項及び第四項」に改  
める部分及び第三十八条の七第二項及び第  
三項中「を第三十八条の七第三項及び第四項  
並びに第三十八条の四十四第三項中」に改  
める部分に限る)及び附則第八条の規定公布  
の日から起算して六月を超えない範囲内にお  
いて政令で定める日

（特定機器に係る適合性評価手續の結果の外  
國との相互承認の実施に関する法律の一部改  
正規定、第四条第一号の改正規定  
定第三十八条の七第三項の改正規定(又は  
第三十八条の三十五)を「若しくは第三十八条  
の三十五又は第三十八条の四十四第三項」に改  
める部分に限る)、第三十八条の二十二  
第一項、第三十八条の二十三第一項並びに第  
三十八条の二十九、第三十八条の三十一第六  
項及び第三十八条の三十八の改正規定、第三  
章の二第一節の次に一節を加える改正規定、  
第三百三十三条第一項の改正規定、第三百十二  
条第一項又は第十八項)を「から第八項まで、  
第十二項、第十三項又は第二十一項」に改め  
る部分を除く)並びに第三百三十三条第二項  
中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三  
項とし、同条第一項の次に一項を加える改正  
規定、第三百三十条の二第二項の改正規定(第  
十項)を「第十項に改める部分を除く)並  
びに第三百十二条第一号及び別表第四の改正規  
定並びに附則第四条の規定、附則第七条の規  
定特定機器に係る適合性評価手續の結果の  
外國との相互承認の実施に関する法律(平成  
十三年法律第二百十一号)第三十四条の改正規  
定中「、第三十八条の七第二項及び第三項」  
を「、第三十八条の七第三項及び第四項」に改  
める部分及び第三十八条の七第二項及び第  
三項中「を第三十八条の七第三項及び第四項  
並びに第三十八条の四十四第三項中」に改  
める部分に限る)及び附則第八条の規定公布  
の日から起算して一年を超えない範囲内において  
から起算して一年を超えない範囲内において  
政令で定める日

第一部 総務委員会会議録第十四号 平成二十六年四月十日 【参議院】

三項及び第四項」とする。

平成二十六年四月二十三日印刷

平成二十六年四月二十四日発行

参議院事務局

印 刷 者  
國立印刷局

0